

関係者各位

(主任介護支援専門員更新研修指定実施機関)  
一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会

## 2019年度 愛 介 連

### 愛知県主任介護支援専門員更新研修開催および受講のご案内

今秋11月6日より計48時間8回に渡り、平成24年度～28年度に主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修を終了された方を対象とした、愛知県主任介護支援専門員更新研修を開催します。

経過措置として、平成24年度～26年度に主任介護支援専門員の資格を取得された方は、令和2年3月31日までに本更新研修を受講・終了すれば資格更新が可能です。

研修受講定員も設けておりますので、お早目の受講申込をいただきますようお願いします。

#### 1. 研修の目的

平成28年度より、新たに主任介護支援専門員更新研修が制度として導入されました。

今後、主任介護支援専門員は、地域包括ケアシステムの構築、地域ケア会議の開催や地域づくりの一翼を担う存在となることが求められ、また、実践現場において、介護支援専門員に対する助言・指導など、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために、知識・技術の向上が一層求められます。

#### <今年度の主任更新研修の重点ポイント>

現場の課題に向けた内容へ変更

事業所や地域においても「人材育成ができる主任介護支援専門員」を目指します。

よって、各単元の演習は、現場の実践力向上を目的に、エコマップ・課題整理総括表等を活用した、OJT（スーパービジョン）研修に重点を置きました。

\*皆様に不安なく受講していただけるように、事前説明会を開催します。

#### 2. 受講対象者

本研修の全日程受講可能であり、以下の(1)共通要件全てに該当し且つ、(2)個別要件の①～⑤のいずれか1つに該当する者とする。

##### (1) 共通要件

(ア) (イ) (ウ) すべてに該当する事が必要です。

(ア) 平成24年度～28年度に主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修を修了している方。

但し、今年度については、以下の優先順位(第1→3)で募集します。

(第1) 平成24年度～26年度に主任介護支援専門員の資格を取得された方

(第2) 平成27年度に主任介護支援専門員の資格を取得された方

(第3) 平成28年度に主任介護支援専門員の資格を取得された方又は主任介護支援専門員更新研修終了された方

(イ) 介護支援専門員に指導・支援等をした実践事例の提出ができる方。

提出事例(指導した事例)は7類型(別添)のうち3類型以上の内容が備わっているこ

と。なお、1事例で3類型以上が備わらない場合は、2事例以上で3類型以上を満たした内容での事例提出を可能とする。

※更新研修申込と同時に事例の提出が必要です。

(ウ) 介護支援専門員証の有効期間内に本更新研修が修了できる方。

主任更新研修の修了者は、施行規則第113条の18に規定する更新研修を受けた者とみなされることから、「介護支援専門員更新研修」の受講が免除されるため、主任介護支援専門員更新研修を修了する前に、介護支援専門員証の有効期間満了日が経過しないように十分注意して下さい。

## (2) 個別要件

①～⑤のうち、いずれか1項目に該当すれば良い。

※詳細は別紙①「愛知県主任介護支援専門員更新研修受講要件」をご参照ください。

- ①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験者
- ②地域包括支援センターや職能団体が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
- ③日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等で、演題発表等の経験がある者
- ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

## 3. 研修内容

### (1) 日程・カリキュラム

研修期間は48時間(8日間)×2日程(A日程、B日程)

※詳細は別添の「主任介護支援専門員更新研修カリキュラム」をご参照ください。

※日程は受講決定の通知に記載

### (2) 会場(予定)

刈谷市内および名古屋市内の会場を予定しています。

(詳細は後日お知らせいたします)

### (3) 定員

140名(A日程、B日程各70名ずつ)

## 4. 受講料

51,000円(消費税込) ※納入方法は、受講決定通知の際にご連絡します。

## 5. 申込締切

令和元年8月31日(土) 必着

※定員を超過する場合はお断りする場合がありますのでご了承ください。

※受講決定通知は9月30日目途に発送します。

## 6. 申込方法・お問合せ

### (1) 申込提出書類

「提出物一覧」(ホームページから出力)を参照の上、記入漏れの無いように書類を確認し、必ずA4サイズ(角形2号)の封筒に入れて簡易書留で郵送してください。

- 1) 受講申込書(ホームページから出力)
- 2) 介護支援専門員証の写し(A4の紙に150%拡大コピーしてください)
- 3) 主任介護支援専門員研修修了証の写し
- 4) 受講対象要件が確認できる書類等(ホームページから出力)  
別紙①「愛知県主任介護支援専門員更新研修受講要件」の申込時必要書類欄参照
- 5) 提出事例(指導した事例)一式

別紙②「主任介護支援専門員更新研修の事例提出について」参照

## (2) 申込書類送付先

〒461-0004 名古屋市東区葵1-26-12 IKKO 新栄ビル6階  
事務局代行 株式会社 gene  
一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会  
2019年度愛知県主任介護支援専門員更新研修 担当 宛

## (3) お問い合わせ先 (シルバーサービス振興会ではありません)

一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 事務局

【〒460-0017 名古屋市中区松原三丁目7番15号】

Tel 052-265-6398 Fax 052-308-6750 Mail aikairen2016@gmail.com

ホームページ <https://www.aichi-kaigo.org/> 「愛介連」で検索



### 【お問い合わせについて】

- ・電話はつながりにくいことが考えられますので、受講要件、提出事例等各種のご質問については、原則、メールに限った対応にさせていただきます。(aikairen2016@gmail.com)
- ・メールの件名欄に「主任更新研修について」とお書きください。
- ・ご事情によりメールが不可能な方は、FAX質問票（ホームページから出力）を使用してお問い合わせください。 Fax 送信先 052-308-6750

### 【回答要領】

- ・回答は、原則、メール返信で回答しますが、愛介連のホームページのQ&Aで回答する場合もありますのでご注意下さい。 <https://www.aichi-kaigo.org/>
- ※確認作業のためお時間のかかる場合がありますのでお含みおきください。

## 7. 受講決定

- (1) 一般受講要件並びに提出事例を審査のうえ、受講可否を決定します。
- (2) 受講決定者には受講証と受講料払込方法、演習での事例準備方法等を記した通知を9月30日目途に送付します。  
※受講不可の方には別途ご連絡します。その際、申込書類一式はお返しいたしません。

## 8. 修了評価（研修記録シートの作成と提出）について

- (1) この研修の受講並びに修了にあたっては「研修記録シート」の作成及び提出が条件となります。(提出はインターネットを利用した提出を予定しています)
- (2) 「研修記録シート」は受講前（目標）、受講直後（評価）、受講から一定期間経過後（振り返り）の構成になっています。
- (3) 「研修記録シート」は受講決定通知書送付時か受講日の初日に配布します。

## 9. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 個人情報については、研修の事務連絡及び受講管理、担当部への受講履歴報告等、本研修の適正且つ円滑な実施目的のみに利用します。
- (2) 本研修において知れた個人の秘密の保持については、研修実施機関のみならず受講者においても同様に、厳格に遵守するようにしてください。

## 10. 研修の修了

- (1) 定められた事例等の提出が出来て全課程を修了し且つ修了評価に合格した方を研修修了者として認定します。遅刻及び欠席等により未受講課目がある方は研修修了者と認定できません。
- (2) 研修修了者と認定した方に対し、修了証を交付し、県知事に対し、研修修了者の修了証番号、修了年月日、有効期限、氏名、生年月日等を速やかに報告します。
- (3) 一部の受講が出来なかった場合の取り扱いについて  
受講者がやむを得ない事情により、一部の科目について受講が出来なかった場合には、主任更新研修の修了期限内であれば、翌年度に限り受講できなかった科目を受講することが出来ます。
- (4) 研修の全課程に出席されても、修得不十分と評価される場合、レポートの提出等で補うことがあります。予めご了承ください。
- (5) 受講にあたって、若しくは受講後に、受講要件等の不正が発覚した時は、その時点で受講決定もしくは修了を取り消します。

## 11. 介護支援専門員更新研修の免除について

- (1) 当該研修の修了者は、施行規則第113条の18に規定する更新研修を受けた者とみなされることから、「介護支援専門員更新研修」の受講については免除されます。
- (2) 資格証の更新には、別途愛知県健康福祉部高齢福祉課への更新手続きが必要です。

## 12. その他

- (1) 虚偽による申込をされた場合、受講は認められません。
- (2) 身体の障がい等により受講に際して配慮が必要な方は、事前にご相談ください。
- (3) 申込時に提出頂いた書類は、全てコピーをして、手許に控を残しておいてください。
- (4) 研修に関する連絡事項やアンケート・資料配布等をホームページより行う予定にしておりますので愛介連ホームページを注視しておいてください。

一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会ホームページ

<https://www.aichi-kaigo.org/> 「愛介連」で検索

### 【受講申込 宛先用】

必ずA4サイズ（角形2号）の封筒に入れて簡易書留で郵送してください。

申込時に提出頂いた書類は、全てコピーをして、手許に控を残しておいてください。

↓コピーして宛名用としてご利用ください。

〒461-0004

名古屋市東区葵1-26-12 IKKO新栄ビル6階

事務局代行 株式会社 gene

一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会

2019年度愛知県主任介護支援専門員更新研修 担当

## 2019年度主任介護支援専門員更新研修カリキュラム（A・B日程）

月日	区分	時間	時間数	研修テーマタイトル	講師（敬称略）
11月6日 (水) A B合同	講義	10:00～ 16:30	5	「介護保険制度及び介護保険最新の動向や地域包括ケアシステムの動向」 「主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践1・2」	特定非営利法人 日本地域福祉研究所 理事 主任研究員 國光登志子 有識者等
		16:30～ 16:50	0.5	今後のカリキュラムと演習の説明等	一般社団法人愛知県居宅介護 支援事業者連絡協議会 常任理事 磯村直美
		16:50～ 17:10	0.5	オリエンテーション等	主任介護支援専門員他
11月9日 (土) A 11月10日 (日) B	講義 演習	10:00～ 17:10	6	「認知症に関する事例」	医療職及び主任介護支援専門 員他
11月14日 (木) A 11月15日 (金) B	講義 演習	10:00～ 17:10	6	「リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例」	医療職及び主任介護支援専門 員他
11月25日 (月) A 11月26日 (火) B	講義 演習	10:00～ 17:10	6	「入退院時等における医療との連携に関する事例」	医療職及び主任介護支援専門 員他
12月7日 (土) A 12月8日 (日) B	講義 演習	10:00～ 17:10	6	「家族への支援の視点が必要な事例」	主任介護支援専門員他
12月20日 (金) A 12月22日 (日) B	講義 演習	10:00～ 17:10	6	「社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例」	主任介護支援専門員他
1月10日 (金) A 1月14日 (火) B	講義 演習	10:00～ 17:10	6	「看取り等における看護サービスの活用に関する事例」	医療職及び主任介護支援専門 員他
1月18日 (土) A 1月19日 (日) B	講義 演習	10:00～ 17:10	6	「状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例」	主任介護支援専門員他

※講義・演習の研修内容については、順番が変更になる場合がありますのでご承知おきください。

## 主任介護支援専門員更新研修提出事例の7類型について

注) キーワードはあくまでも参考であり、記載内容だけに限定されるものではありません。

類型	課目名	キーワード例
A	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	筋力低下改善・日常運動の強化・リハビリテーション実施・住宅改修・福祉用具利用・外出支援・高齢者の外出先の開発・外出時の休息やトイレについて・機能強化ロボット使用 等
B	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	痛みの改善の取組・生活機能低下における対応・死の受容に関する事・緩和療法・葬儀に関する相談対応・遺品に関する相談対応・生きがいの実現・看護サービス利用について 等
C	認知症に関する事例	初期診断に関する対応・地域ネットワーク構築・認知症の理解・環境変化における対応・行動障害の取組・認知症治療に関する事・精神疾患における医学的・心理的な状況 等
D	入退院時における医療との連携に関する事例	医療チームへの伝達・介護チームへの伝達・説明責任・難病の取組・医療の活用・入院における介護負担に関する事・入退所におけるコンプライアンスに関する事・高齢者に多い入院を伴う疾患・感染症 等
E	家族への支援の視点が必要な事例	家族に疾患がある場合の対応・利用者と家族の受け止め方が違う場合の対応・家族が本人の生活機能に強く影響する場合の対応・家族間の関係性を対応・育児と介護のダブルケアを対応 等
F	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	地域支援・社会資源と特徴と対応・社会資源との連携・地域特性と社会資源の関係・生活保護制度・成年後見制度利用・虐待事例 等
G	状態に応じた多様なサービス（地域密着サービスや施設サービス等）の活用に関する事例	住み替えの対応・生活機能促進、利用者の主体的な選択に関する対応・説明と同意に関する事・施設サービスの対応・地域密着サービスの対応・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス・小規模多機能型居宅介護活用 等